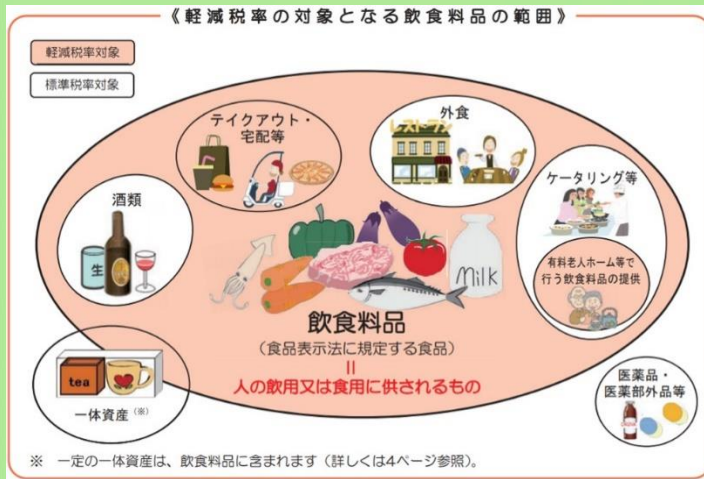


# 増税まであと1ヶ月

来月10月1日より消費税が10%に



来月10月1日から消費税が現行の8%から10%に引き上げられますが、食料品と新聞だけは8%のままの「軽減税率」となります。しかし、「食料品」とは言っても、レストランでの飲食は10%ですが、持ち帰りは8%など、「軽減税率」の仕組みは複雑です。そこで、10月以降も消費税が8%のままのケースを整理してみましょう。

出典:よくわかる消費税軽減税率制度(平成30年7月)

ファストフード各社では、軽減税率への対応が分かれる

「軽減税率」でよく話題になるのが、レストランでの飲食です。テーブルや椅子のある場所での飲食は10%なので、店内で食べると10%ですが、持ち帰りや宅配サービス、出前なら8%になります。



10月以降は、持ち帰り比率の高いファストフード店やコーヒーチェーンでの会計時に、「軽減税率」を最も実感するでしょう。お客さんもレジ担当の販売員さんも混乱しそうですが、ケンタッキーフライドチキンはいち早く、**店内飲食も持ち帰りも税込価格を統一**することに決めたそうです。松屋も**税込価格に統一**するようですが、スターバックス、モスバーガー、吉野家は**税別価格**になり、**価格は統一されない**ようです。

コンビニの対応は

コンビニでも食品を持ち帰るか、店内のイートインスペースで食べるかで税率が変わります。店内で食べる場合は申告が必要ですが、実際には「お客さんが(会計後に)申告と違う対応をしても、店は対処のしようがない」とうのが本音だそうです。

ローソンとファミリーマートは、レシート上でも軽減税率対象の商品が分かるよう、食品や菓子など飲食物品の横に「軽」と表示するなど、細心の注意を払って準備を進めているようです。



上原会計事務所

松本市島立1095番地1デザインセンタービル2F

Tel 0263-88-2514

Fax 0263-88-2516